

## 宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に 関する規則の制定について

### 1 制定の趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第8条の規定に基づき、県立学校職員のサービスを監督する県教育委員会が、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるもの。

### 2 規則案の内容

(1) 時間外在校等時間の上限について、次のとおり定める。(第2条)

#### ア 原則

- (ア) 1箇月について、45時間
- (イ) 1年間について、360時間

イ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合

- (ア) 1箇月について、100時間未満
- (イ) 1年間について、720時間

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6箇月まで)

(2) 本規則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。(第3条)

### 3 施行期日

令和3年4月1日

宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が職務を監督する教育職員（以下単に「教育職員」という。）が正規の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間（以下「勤務時間」という。）及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間から勤務時間等条例第4条の2に規定する代休日を除いた勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間

- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間
- (4) 1 年のうち 1 箇月において 45 時間を超える月数について 6 箇月  
(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。